

令和8年度

第3回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和8年度第3回江別市農業委員会定例総会議事録

令和8年6月30日（火） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（19名）

佐藤和人
伊藤良明
中田和孝
保倉義治
山口利夫
植村登
佐藤昇
中島清文
砂川秀樹
西純一
荻野雅志
田中浩一
得能謙二
保倉浩行
百瀬誠記
松下博樹
長谷川礼子
工藤多希子
浅野目貴史

2 欠席委員（1名）

山田保彦

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	千葉	誠
	主査	中山	雄太
	主任	栗生	祐史
	主任	武山	直人
	主任	中川	いつみ

4 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	報告第 1 0 号	現況証明願及び照会について
日程第 5	報告第 1 1 号	農地使用貸借の合意による解約について
日程第 6	報告第 1 2 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
日程第 7	報告第 1 3 号	農地法第 5 条の規定による届出について
日程第 8	報告第 1 4 号	第 3 回農地常任委員会開催結果報告について
日程第 9	議案第 1 0 号	現況証明願及び照会について
日程第 1 0	議案第 1 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 1 1	議案第 1 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）
日程第 1 2	議案第 1 3 号	第 3 回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
日程第 1 3	議案第 1 4 号	江別市農業委員会組織規程の一部を改正する規程の制定について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和8年度第3回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は19名であります。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、砂川委員、工藤委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和8年度第3回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。
令和8年6月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について、事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和8年度第2回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に山田委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第10号

- 議長 日程第4 報告第10号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
武山主任。
○武山主任 報告第10号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

総会議案 1 ページをご覧ください。

今回提出がありましたのは、No. 10 の 1 件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No. 10 について、公簿地目 畑 1 筆 計 323.00㎡を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地利用調査実施要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第 10 号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第 10 号を終結いたします。

◎報告第 11 号

○議長 日程第 5 報告第 11 号 農地使用貸借の合意による解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 報告第 11 号 農地使用貸借の合意による解約について、ご説明申し上げます。

総会議案 2 ページをご覧ください。

今回通知がありましたのは、No. 1 の計 1 件で、全 1 筆、畑 287.00㎡でございます。

内容につきましては、使用貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第 11 号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第 11 号を終結いたします。

◎報告第 12 号

○議長 日程第 6 報告第 12 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 報告第 12 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、ご説明申し上げます。

総会議案 3 ページをご覧ください。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく、相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回、提出がありましたのは、No.4からNo.5の2件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、2件 4筆 計 51,951.00㎡ でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第12号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第12号を終結いたします。

◎報告第13号

○議長 日程第7 報告第13号 農地法第5条の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 報告第13号 農地法第5条の規定による届出についてご説明申し上げます。

総会議案4ページをご覧ください。

今回、届出がありましたのは、No.1の1件で所在、地番等につきましては記載のとおりでございます。

内容につきましては、市街化区域内の農地について、権利の移動を伴い、転用しようとするものであり、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

No.1の転用目的は、住宅を建築するものでございます。

受理相当と認められましたので、農地法関係事務処理要領に基づき受理したものでございます。

以上、1件 現況地目 畑1筆 203.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第13号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第13号を終結いたします。

◎報告第14号

○議長 日程第8 報告第14号 第3回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第14号 令和8年度第3回農地常任委員会開催結果につ

いて、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に、記載のとおりでございます。

付議事件1「農地法第3条の規定による許可申請について」、

付議事件2「農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）」、

付議事件3「第3回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして、内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第14号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告14号を終結いたします。

◎議案第10号

○議長 日程第9 議案第10号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、保倉 義治委員より説明願います。

○保倉義治委員 議案第10号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。
今回、願出がありましたのはNo.6の1件でございます。

当該土地は、昭和43年当時に住宅等の建築のために農地転用された土地で、現在の登記地目が畑であることから、願出があったものでございます。

現地調査は、6月8日に保倉浩行委員、植村委員、私、事務局から武山主任が参加し、行いました。

土地の所在等は記載のとおりで、No.6の現況は宅地のため、登記地目 畑 328㎡を農地、採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○議長 これより議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思います。
このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第 1 1 号

○議長 日程第 1 0 議案第 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 議案第 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

総会議案 7 ページをご覧ください。

今回申請がありましたのは、No. 5 の 1 件でございます。

No. 5 は、個人間で所有権の移転がなされるものです。当案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、1 件 1 筆 計 381.00 m²でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第 1 1 号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、保倉 浩之委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第 1 1 号を採決いたします。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請 1 件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

保倉 浩之委員の復席を願います。

◎議案第 1 2 号

○議長 日程第 1 1 議案第 1 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について(知事処分)を議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 議案第 1 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について(知事処分)をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No. 1 から No. 2 の 2 件でございます。

総会議案 8 ページをご覧ください。

本件は、市街化調整区域における権利の設定又は移転を伴う転用で北海道知事処分事件となるものでございます。

No. 1 の転用目的は、農家用住宅を建設し、関係する用地を整備する為に農地を転用するものであります。

No. 2 の転用目的は、窯業用粘土採取のために関係する用地を一時転用するもので

あります。

各案件の農地転用はやむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題無いと考える他、農地法等関係条項に照らし、許可相当と考えられます。

以上、2件 4筆 計 2,641.00 m²でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第12号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)、申請2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第13号

○議長 日程第12 議案第13号 第3回農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第13号 第3回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明申し上げます。

総会議案9ページから10ページをご覧ください。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の規定に基づき業務委託を受けて公益財団法人道央農業振興公社が作成した農用地利用集積等促進計画案に対して、第18条第3項の規定に基づき意見を付そうとするものです。

今回の計画案は、利用権移転に係るものが1件 4筆 56,635.00 m²でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

また、当該利用集積等促進計画案について、計画案のとおり認可申請された際には即日公告がされるため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する旨意見を付すとともに、農用地利用集積等促進計画の作成について要請を行います。

以上でございます。

○議長 これより議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

第3回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第14号

○議長 日程第13 議案第14号 江別市農業委員会組織規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中山主査。

○中山主査 議案第14号 江別市農業委員会組織規程の一部を改正する規程の制定について、改正理由をご説明申し上げます。

総会議案11ページをご覧ください。

本件は、江別市農業委員会組織規程に定める農政常任委員会及び農地常任委員会の定数について改正しようとするものです。

総会議案12ページの新旧対照表をご覧ください。

規程第6条において農政常任委員会の定数は11人、農地常任委員会の定数は9人となっており、これまでは定数の範囲内で、会長と会長職務代理者については参与として、それぞれ9名の委員及び参与により開催してまいりました。

令和8年7月20日から次期農業委員会委員の任期が開始することに合わせ、会長と会長職務代理者を含む20名が、いずれかの委員会に所属することとし、それぞれ10名の定数に改正しようとするものです。

なお、これまでどおり、会長は農政常任委員会、会長職務代理者は農地常任委員会に所属し、所属委員会が開催されない場合は、参与としてもう一方の委員会に出席するものとし、運用に変更はありません。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第14号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

江別市農業委員会組織規程の一部を改正する規程の制定について、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。
令和８年度第３回江別市農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。

午後２時４１分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年６月３０日

議長（会 長）

署 名 委 員

署 名 委 員